

# 大和市教育委員会 9 月定例会

日 時 平成 27 年 9 月 29 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 39 号) 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則  
の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 40 号) 平成 28 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針  
について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 39 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正  
する規則について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則  
について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会  
教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「教育長、部長及び」を削る。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>○大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則</p> <p>第1条 略</p> <p>(付議事項)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)別表第1に定める行政職給料表(1)の4級以上の職員の任免その他の進退に関すること。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成27年10月1日から施行する。</u></p>	<p>○大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則</p> <p>第1条 略</p> <p>(付議事項)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)別表第1に定める行政職給料表(1)の4級以上の職員の任免その他の進退に関すること。</u></p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第3条～第7条 略</p>

## 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

昭和40年5月1日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、大和市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(付議事項)

第2条 次の各号に掲げる事項は、委員会の会議に付さなければならない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置又は名称の変更の決定に関すること。
- (3) 教科用図書採択に関すること。
- (4) 県費負担教職員の分限(休職は除く。)及び懲戒並びに県費負担教職員である校長及び教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)別表第1に定める行政職給料表(1)の4級以上の職員の任免その他の進退に関すること。
- (6) 県費負担教職員の研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。
- (7) 委員会規則、訓令及び要綱の制定又は改廃を行うこと。
- (8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (9) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (10) 奨学生の決定に関すること。
- (11) 附属機関の委員の任免又は委嘱及び解職に関すること。
- (12) 附属機関に対する諮問及び附属機関の答申又は建議に関すること。
- (13) 市指定重要文化財及び市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその解除に関すること。
- (14) 大和市教育委員会表彰規程(昭和55年大和市教育委員会告示第14号)に基づく表彰の被表彰者の決定に関すること。
- (15) 1件10,000,000円以上の教育財産(土地については、1件1,000平方メートル以上のものに限る。)の取得の申し出及び公用の廃止に関すること。
- (16) 訴願、訴訟、請願及び陳情に関すること。
- (17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の処理について、急施を要するときは、教育長がその事務を代理することができる。

3 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、次の委員会の会議に報告して承認を求めなければならない。

(専決事項)

第3条 教育長は、前条第1項に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項に定める補助執行事務を除く。

(1) 委員会事務局の職員及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の進退に関すること。

(2) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。

(3) 臨時又は非常勤の職員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

(4) 告示、公告、指令及び軽易な協議に関すること。

(委任事項)

第4条 前2条に定めるもの以外の事項は、教育長に委任する。ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第1項に定める補助執行事務を除く。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事項のうち、次の各号に掲げる事項の管理及び執行の状況について、委員会の会議に報告しなければならない。

(1) 法第1条の3第1項の規定に基づく大綱において、教育委員会が重点的に講ずるものと定められた施策の推進に関する事項

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務

(3) 委員会の会議において特に報告を求められた事務

(4) 前3号に定めるもののほか、教育長が重要と認めるもの

3 前項の報告の時期については、別に定める。

(重要又は異例の事態の処置)

第5条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要又は異例の事態が生じたときは、これを委員会の会議に付することができる。

(教育長職務代理者による事務処理の特例)

第6条 法第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ指名された委員が教育長の職務を代理する場

合は、第3条から第5条までの規定による事務の処理を事務局職員に専決させることができる。

2 前項の規定に基づき専決する職員の順序は、次のとおりとする。

(1) 教育部長

(2) 教育総務課長

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成27年3月27日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条及び第6条の規定は適用せず、改正前の大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。

議案第 40 号

平成 28 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

平成 28 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 9 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫



# 平成28年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針

大和市教育委員会

大和市教育委員会は、学校の組織としての能力を高めるとともに、教職員の意欲と専門性の向上を図るため、また、教職員の世代交代が円滑に進むよう、人事異動にあたっては、次の事項を基本方針とし、関係機関の協力のもとに教職員の適正な配置に努めるものとする。

## 【基本方針】

### 1. 適材を適所に配置する。

教職員の能力を最大限に発揮できるよう、広く適材を適所に配置し、意欲と専門性の向上を図り、人材育成を推進していく。

### 2. 教職員の編成を刷新強化する。

新採用・再任用教職員の配置、転任及び配置換えによって、教職員の編成を刷新強化し、学校の組織としての能力が高まることを目指していく。

### 3. 若手教職員の育成を図る。

経験豊かな教職員が多く退職する中、様々な知識、技能等の若手教職員への継承に努めるとともに、早い段階で、各校種間や行政、他市町村との人事交流を積極的に進めるなどし、若手教職員の育成を図っていく。

◎ 平成27年5月1日現在の教職員数（定数）

小学校：659人  
 中学校：360人 計 1,019人

1. 総括教諭・教諭の男女・年齢別【正規職員のみ（産休・育休者含む）】（平成27年5月1日現在）

年齢	30歳以下	31～40歳	41～50歳	51～60歳	計	男女の比率	
小学校	男	91	78	21	11	201	34.3%
	女	148	105	56	76	385	65.7%
	計	239	183	77	87	586	100.0%
	率	40.8%	31.2%	13.1%	14.9%	100.0%	—
中学校	男	52	56	11	39	158	50.5%
	女	47	33	17	58	155	49.5%
	計	99	89	28	97	313	100.0%
	率	31.6%	28.4%	9.0%	31.0%	100.0%	—

※再任用は含まない。

2. 同一校多年勤務者数（総括教諭・教諭）（平成28年3月31日見込）

	10年以上	9年	8年	計	割合
小学校	6	13	24	43人	7.3%
中学校	8	12	15	35人	11.2%

3. 平成26度末異動状況（教職員）

	小学校	中学校	計
辞職	40	21	61
転出	県内	0	7
	県外	6	
管理職異動	14	8	22
市内配置換	49	27	76
転入	4	6	10
新採用	男	6	42
	女	10	
計	143	75	218

4. 新採用教職員数の推移（教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員を含む）

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
小学校	2	1	3	1	1	1	3	8	10	9	6	15	14	11
中学校	1	10	9	0	1	3	2	2	3	1	0	2	2	5
計	3	11	12	1	2	4	5	10	13	10	6	17	16	16

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
小学校	11	30	28	33	33	36	31	39	34	40	48	44	29
中学校	4	6	11	9	9	14	12	19	18	14	19	18	13
計	15	36	39	42	42	50	43	58	52	54	67	62	42

## 5. 再任用教職員数の推移

年 度		1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
小 学 校	教 諭	2	4	12	17	27	35	38	40	42	33
	養護教諭	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	栄養職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務職員	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4
中 学 校	教 諭	2	3	3	4	12	15	24	28	25	20
	養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	栄養職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務職員	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
合 計		5	8	15	21	40	51	62	69	70	57

## 6. 児童・生徒・教職員数等の推移

(平成27年5月1日現在)

年度	小 学 校					中 学 校				
	学校数 (校)	児童数 (人)	学級数 (C)	教職員 数(人)	増減	学校数 (校)	生徒数 (人)	学級数 (C)	教職員 数(人)	増減
元	20	13,523	405	555	△12	9	8,459	219	384	△11
2	20	12,866	392	548	△7	9	7,810	212	374	△10
3	20	12,413	386	540	△8	9	7,260	206	369	△5
4	20	12,112	382	536	△4	9	6,780	193	352	△17
5	20	11,857	376	527	△9	9	6,318	182	343	△9
6	20	11,634	381	526	△1	9	6,002	175	335	△8
7	20	11,462	379	533	7	9	5,714	172	329	△6
8	20	11,330	378	539	6	9	5,573	164	320	△9
9	20	11,195	376	543	4	9	5,525	163	316	△4
10	20	11,163	374	539	△4	9	5,398	162	317	1
11	20	11,223	376	543	4	9	5,308	161	310	△7
12	20	11,186	382	559	16	9	5,201	159	304	△6
13	20	11,372	384	568	9	9	5,210	159	309	5
14	19	11,593	387	575	7	9	5,119	159	317	8
15	19	11,715	387	576	1	9	5,059	157	314	△3
16	19	11,877	394	591	15	9	5,080	156	315	1
17	19	12,011	400	602	11	9	5,190	158	317	2
18	19	12,276	411	616	14	9	5,234	160	316	△1
19	19	12,218	408	615	△1	9	5,306	161	320	4
20	19	12,171	413	615	0	9	5,417	166	331	11
21	19	12,157	415	625	10	9	5,470	171	338	7
22	19	12,046	419	628	3	9	5,493	173	344	6
23	19	11,797	417	636	8	9	5,634	177	353	9
24	19	11,582	422	650	14	9	5,756	179	362	9
25	19	11,534	422	650	0	9	5,733	184	373	11
26	19	11,504	424	658	8	9	5,587	177	365	△8
27	19	11,628	435	659	1	9	5,516	175	360	△5

## 7. 平成27年度学年別児童・生徒数

(平成27年5月1日現在)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計
小学校	2,031	1,872	1,876	1,807	1,819	1,877	346	11,628人
中学校	1,811	1,773	1,804				128	5,516人